

藤本会計パートナー 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 1月 1日～令和 4年 12月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：育児休業取得の推進

<目標> 育児休業取得の申出をした従業員の育児休業取得率 100%

<対策> 育児短時間勤務等で職場復帰後も仕事と家庭の両立がしやすい職場環境を整備する

目標2：子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の推進

<目標> 出生時、父親の休暇取得5日間の推進

<対策> 公休、有給休暇、特別休暇を問わず、出生時の取得を推進する

目標3：育児・介護休業法に基づく育児休業や雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

<目標> 次世代育成に関わる諸制度を周知徹底する

<対策> 法改正に速やかに対応して、育児休業、産前産後休業など利用できる制度を社内ミーティング等を通じて周知する